

平成20年度 財団法人東京都立白鷗高等学校後援会 部活動助成募集要項

**助成金申請・交付手続き**

(1) **申請** 申請書(様式1)に、部ごとに1枚、それぞれに必要な事項を記入の上、下記に記載の提出先へ受付期間内に提出してください。

この場合、記載していただく金融機関口座は公的な名称(部名等)の含まれる名義の口座とします。個人の名義の口座は認めません。

(2) **助成予定額** 当財団は、受理した申請を審査の上、審査を通過した活動に当財団の規定による助成予定額を決定し、申請者に通知します。この通知は、学校単位に1枚にまとめた書類ですので、学校内の連絡は各学校でお願いします。

(3) **助成金交付請求** 助成予定額決定通知書を受けた部は、申請書に記載した活動に関わる経費の請求書を受けた時点で同封の報告書(様式3)を作成し、その請求書を添付して当財団に送付してください。活動が未実施の場合は、活動計画書(報告書と同様式)を前記の報告書に代えて提出してください。

当財団は、この請求書に基づき「助成予定額」及び「請求書記載金額の70%」のいずれか少ない額を助成金として交付します。また、部活動の都合により請求額を立替払いし、その領収書を報告書(または実施計画書)に添えて当財団に提出して助成金の交付を求めることもできます。この場合、助成金は請求書を提出した場合と同額です。

助成金の交付は全て申請書または報告書(実施計画書)に記載された金融機関の口座への振込とします。なお、助成金交付請求の締め切りは、7月18日までとします。

(4) **当財団からの返却書類** 提出する請求書及び領収書は原本とし、コピーは不可とします。また、提出された請求書及び領収書は手続き終了後、提出者に郵送で返却します。

(5) **助成金受領後の提出書類** 請求書で助成金交付を受けた場合は、請求額支払い後領収書を提出してください。領収書は手続き終了後返却します。また、実施計画書で助成金交付を受けた場合は、活動実施後「報告書」を提出してください。

**申請書・報告書の提出先** 〒111-0041 台東区元浅草1-6-22 東京都立白鷗高等学校内  
財団法人 東京都立白鷗高等学校後援会 FAX 03-3841-6925

**申請書の受付期間** 平成20年6月20日から平成20年7月18日まで 申請書必着

**部活動助成の対象、助成額の基準等**

対象とする部	東京都内の高等学校及び中学校の許可を得て教育目的に合致した活動を自主的に行うために編成された集団
助成の対象とする活動	1) 部が購入する必要用具、消耗品、図書等の購入費の補助 2) 部が借りる必要施設、設備の賃借料の補助 3) 部が校外で活動する場合の必要経費の補助
助成額の基準	・ 部単位に算定した経費総額の70% ・ 部に所属する生徒1名当たり2千円 ・ 部単位給付総額10万円 上記のいずれか最も少ない額とし、それら各部を学校単位にまとめて30万円を超えない額

**問い合わせ先** 財団法人東京都立白鷗高等学校後援会 03-3843-5678 担当 藤井